

## 大月町漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 大月町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度 (34年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	5.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区(柏島地区)		
処理場数	1箇所(柏島地区漁業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成19年度より、宿毛市・大月町・三原村の3市町村で構成する幡多西部消防組合が運営する幡西衛生処理センターにおいて、汚泥処理の共同化を実施		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	施設用途区分	基本料金	水洗化料金	超過料金	左記により算定した額に、消費税及び地方消費税を加算した額(10円未満切り捨て)	
	家庭用(1戸当り)	1,093円	1人~2人世帯 195円 3人~5人世帯 482円 6人以上世帯 870円	水道使用量超過分 (10トン以上) 1トン当り111円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	施設用途区分	基本料金	水洗化料金	超過料金	左記により算定した額に、消費税及び地方消費税を加算した額(10円未満切り捨て)	
	事業用(1戸当り)	1,093円	870円	水道使用量超過分 (10トン以上) 1トン当り111円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	施設用途区分	基本料金	水洗化料金	超過料金	左記により算定した額に、消費税及び地方消費税を加算した額(10円未満切り捨て)	
	公共施設(1戸当り)	7,093円	—	水道使用量超過分 (10トン以上) 1トン当り111円		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度		2,900円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,522円
	平成30年度		2,900円		平成30年度	3,464円
	令和元年度		2,950円		令和元年度	3,384円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	当事業に人件費は計上していません。
事業運営組織	専従職員はおかず、建設環境課職員が、漁業集落排水施設維持管理や、漁業集落環境整備事業等を兼務し業務にあたっています。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	漁業集落排水施設の維持管理業務を5年間長期継続契約で民間委託をしています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※別紙添付

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測については次のとおりです。  
人口推計は、「国立社会保障・人口問題研究所(社人研)」が平成30年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基本として、本町における住民基本台帳(行政区内人口)の値を用いて補正しました。  
本町の人口減少傾向は今後も続くことが想定されるため、使用料収入は益々厳しくなると予想されます。

### (2) 有収水量の予測

水需要(有収水量)の予測については次のとおりです。  
○有収水量=現在処理人口×直近の傾向から求めた処理人口一人当たり有収水量(直近値を採用)としました。

### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しについては次のとおりです。  
○使用料収入見通し＝有収水量×直近の傾向から求めた有収水量当たり使用料収入(直近値を採用)で求めました。  
使用料収入は、人口減少により益々厳しくなると予想されます。  
○引き続き経営状況を正確に予測した上で、継続的に使用料改定の検討を行います。

### (4) 施設の見通し

本町の漁業集落排水施設は、老朽化が進行しており、今後、令和元年度に策定した漁業集落排水施設機能保全計画に基づき、更新事業による処理能力の維持に努めていきます。

### (5) 組織の見通し

現状を基本とします。

## 3. 経営の基本方針

本町の漁業集落排水施設は、漁港及び海域の水質保全や、漁業集落の生活環境の改善を図る目的で柏島地区に整備しています。当該地区は、足摺宇和海国立公園に位置していることから、水質環境の保全は特に重要であり、かつ水質悪化が地場産業である水産業や、ダイビング等の観光業に与える影響は非常に大きなものです。施設整備により区域の水質環境や集落の生活環境は改善されましたが、一方で人口減少等の社会構造の変化や、節水型トイレの導入等による使用料収入の減少傾向が続いており、今後の事業経営は大変厳しくなることが予想されます。今後も安定的なサービスを提供するため、令和元年度に策定した機能保全計画に基づき、効率的で適正な施設の更新事業等を行うとともに、人口減少に対応するために施設の規模適正化についても検討を進める必要があります。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	令和元年度に策定した機能保全計画に基づき、計画的に施設の更新事業を実施し、更新費用の平準化と、施設の長寿命化に努めます。 また、将来にわたり持続可能な経営を確保するため、令和6年度より公営企業法を適用し、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ります。

計画期間内に予定している事業は次のとおりです。 ○令和3年度～令和5年度 公営企業会計適用事業 概算事業費(35,970千円) ○令和3年度 管路施設更新事業(マンホール蓋更新事業) 概算事業費(5,000千円) ○令和4年度 処理施設・管路施設更新事業(機械設備・マンホール蓋更新事業) 概算事業費(30,000千円) ○令和5年度 処理施設・中継ポンプ場・管路施設更新事業(機械設備・電気設備・マンホール蓋更新事業) 概算事業費(30,000千円)
--

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	収益的収支比率:70%以上を目指します。(令和元年度経営比較分析表 102.78%) これから投資する施設更新事業等によって、企業債償還額が増加するため、現在の収益的収支比率100%を維持することは困難と考えます。このため、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、将来の収益的収支の動向を見据えた適切な使用料の設定を検討し、収益的収支比率の向上に努めます。

財源(使用料、企業債、繰入金、国庫補助金等)の考え方については次のとおりです。 ○使用料収入については、「2. 将来の事業環境 (3)使用料収入の見通し」で示したとおり、人口減少により益々厳しくなると予想されます。引き続き経営状況を正確に予測した上で、継続的に使用料改定の検討を行います。 ○機能保全計画に基づいて実施予定の施設更新事業等の経費の主な財源は、国庫補助金と企業債を予定しています。 なお、更新事業等に係る新規発行の企業債については、財政係と協議し、負担を後年に先送りせず極力早期に残債を償還したい考えで、償還年数10年(元金据え置き2年)を予定しています。 ○令和5年度からの企業債元金償還による赤字分については、一般会計からの繰入金で補う予定としていますが、継続的に使用料改定の検討を行い繰入金額の減額に努めます。
---

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)の積算の考え方等については次のとおりです。 ○職員給与費:人件費は費用計上がないため考慮しないものとなりました。 ○動力費:直近値を採用しました。 ○修繕費:機械設備・電気設備等の更新事業を予定しているため考慮しないものとなりました。 ○材料費:過去決算統計において費用計上がないため考慮しないものとなりました。 ○薬品費:直近値を採用しました。 ○委託料:直近値を採用し、さらに予定している委託費を加えました。 また、有収水量の減少に伴い、令和7年度より維持管理委託費用の長期継続契約の見直しを行い、維持管理委託費用の10%減額を見込んでいます。 ○その他:直近値を採用しました。
---

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町及び近隣自治体の下水道施設の状況を勘案すると物理的な施設統廃合で経営の効率化が図れる状況ではないと考えています。本件については、県が令和4年度をめぐり策定予定の「高知県汚水処理広域化・共同化計画」の策定に係る幡多ブロック会議の中で中長期的な検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	既存施設の長寿命化を図るため機能保全計画計画に基づく事業の実施に取組むこととします。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失(リスク及びメリット)を把握すると共に、高知県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託への移行や、施設改修に関わるDBOの導入など段階的な実施検討を継続的に行います。
その他の取組	実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取組むこととします。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	原則として、使用料収入による運営体制が構築できるよう、引き続き、住民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理業務を5年間長期継続契約で民間委託をしています。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	機器更新の際には可能な限り省エネルギー機器の導入を検討します。
薬品費に関する事項	維持管理業務を5年間長期継続契約で民間委託をしています。
修繕費に関する事項	計画的な修繕を行い、トータルコストの削減、支出の平準化に努めていきます。
委託費に関する事項	委託業務内容の妥当性を常に検証し、適正な委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
その他の取組	各種費用に関して、より効率的、経済的な手法等、引き続き検討を行い、コスト削減に努めていきます。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA(計画・実施・検証・見直し)サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。 また、本計画について概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本計画の適正化を図ります。
---------------------	--

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度		
収益的 収 入	収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	4,372	4,370	4,368	13,229	16,726	18,206	5,011	6,466	8,138	8,036	7,933	7,830	7,728		
		(1) 営 業 収 益 (B)	4,372	4,370	4,368	4,229	4,126	4,006	3,886	3,766	3,664	3,561	3,458	3,355	3,253		
		ア 料 金 収 入	4,369	4,370	4,365	4,229	4,126	4,006	3,886	3,766	3,664	3,561	3,458	3,355	3,253		
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他	3		3												
		(2) 営 業 外 収 益				9,000	12,600	14,200	1,125	2,700	4,474	4,475	4,475	4,475	4,475	4,475	
		ア 他 会 計 繰 入 金							1,125	2,700	4,474	4,475	4,475	4,475	4,475	4,475	
		イ そ の 他				9,000	12,600	14,200									
	収益的 収 支	収 支	2 総 費 用 (D)	3,778	4,252	4,030	13,105	16,680	18,276	5,158	6,404	8,177	8,178	8,177	8,177	8,176	
			(1) 営 業 費 用	3,778	4,252	4,029	4,029	4,029	4,029	4,029	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	
			ア 職 員 給 与 費														
			ウ ち 退 職 手 当														
			イ そ の 他	3,778	4,252	4,029	4,029	4,029	4,029	4,029	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	
			(2) 営 業 外 費 用			1	9,076	12,651	14,247	1,129	2,704	4,477	4,478	4,477	4,477	4,477	
ア 支 払 利 息					1	1	1	2	4	4	3	3	2	2	1		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
イ そ の 他				9,075	12,650	14,245	1,125	2,700	4,474	4,475	4,475	4,475	4,475	4,475			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	594	118	338	124	46	△ 70	△ 147	62	△ 39	△ 142	△ 244	△ 347	△ 448				
資本的 収 入	資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	3	9,906	6,603	4,956	29,906	30,642	1,178	2,419	3,969	4,073	4,175	4,278	4,142		
		(1) 地 方 債		3,800	2,500	1,900	11,600	11,600									
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債															
		(2) 他 会 計 補 助 金						736	1,172	2,413	3,963	4,067	4,169	4,272	4,136		
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		6,099	4,097	3,050	18,300	18,300									
		(6) 工 事 負 担 金															
	(7) そ の 他	3	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	資本的 収 支	収 支	2 資 本 的 支 出 (G)		9,999	7,237	5,000	30,237	30,637	1,025	2,475	3,924	3,925	3,925	3,925	3,688	
			(1) 建 設 改 良 費		9,999	7,237	5,000	30,000	30,000								
			ウ ち 職 員 給 与 費														
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)					237	637	1,025	2,475	3,924	3,925	3,925	3,925	3,688	
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																	
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			3	△ 93	△ 634	△ 44	△ 331	5	153	△ 56	45	148	250	353	454		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		597	25	△ 296	80	△ 285	△ 65	6	6	6	6	6	6	6			

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
積立金 (K)	584	129	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
前年度からの繰越金 (L)	681	694	590	288	362	71							
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	694	590	288	362	71								
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)	694	590	288	362	71								
赤字 (Q)													
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	116	103	108	101	99	96	81	73	67	66	66	65	65
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	4,372	4,370	4,368	4,229	4,126	4,006	3,886	3,766	3,664	3,561	3,458	3,355	3,253
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)		3,800	6,300	17,200	41,163	66,326	64,176	59,001	50,603	42,203	33,803	25,403	17,240

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支分							1,125	2,700	4,474	4,475	4,475	4,475	4,475
うち基準内繰入金							1,125	2,700	4,474	4,475	4,475	4,475	4,475
うち基準外繰入金													
資本的収支分						736	1,172	2,413	3,963	4,067	4,169	4,272	4,136
うち基準内繰入金						637	1,025	2,413	3,924	3,925	3,925	3,925	3,688
うち基準外繰入金						99	147		39	142	244	347	448
合計						736	2,297	5,113	8,437	8,542	8,644	8,747	8,611

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

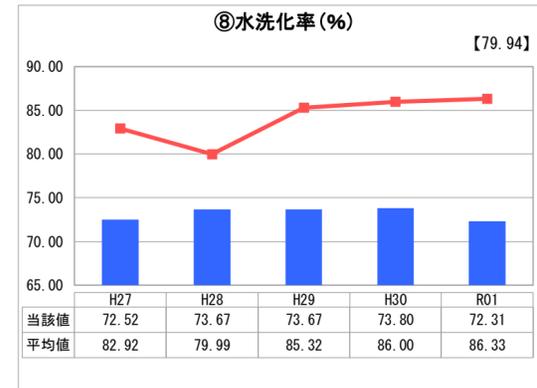
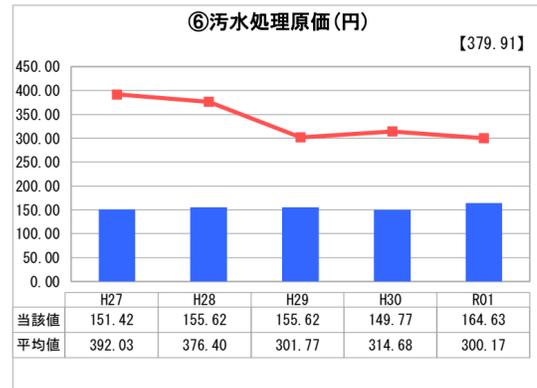
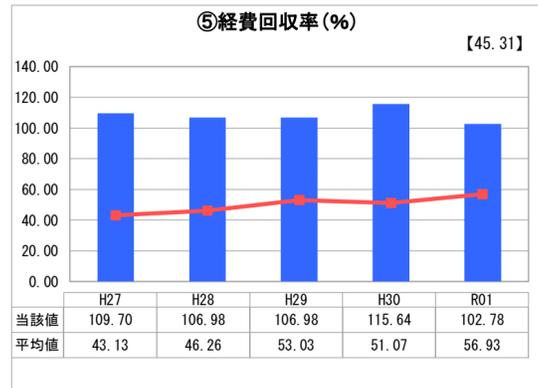
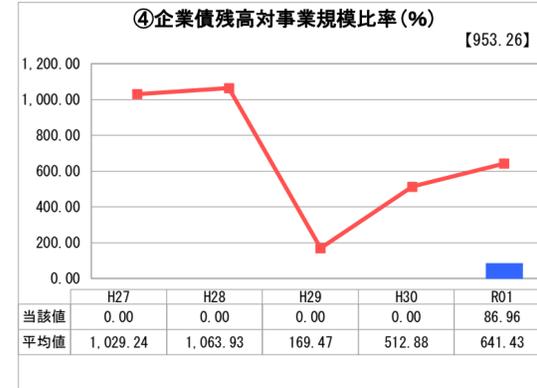
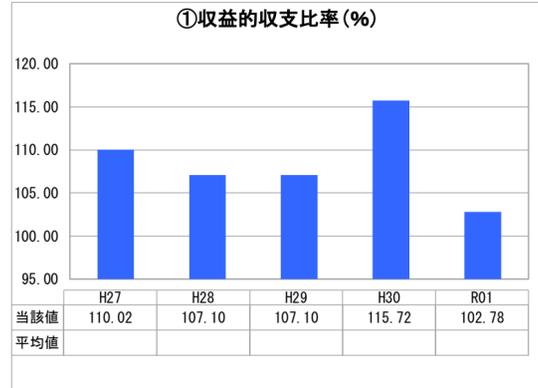
高知県 大月町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	5.33	100.00	2,950

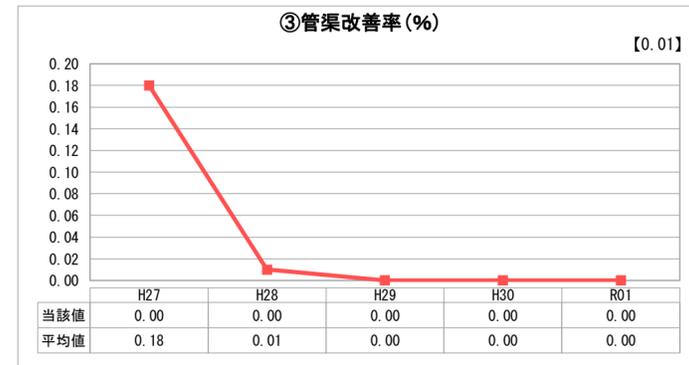
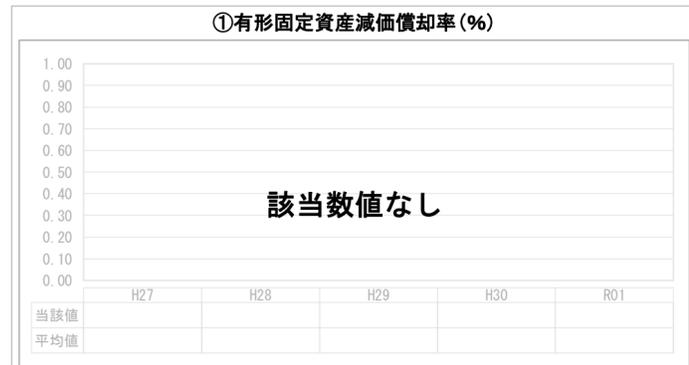
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4,939	102.94	47.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
260	0.54	481.48

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、人口減により、減少傾向にはあるものの、100%を上回る数値で推移している。  
 ④令和元年度に機能保全計画を策定し、令和2年度より、計画に基づく施設等の更新を計画しているため企業債残高対事業規模比率の増加が見込まれる。  
 ⑤経費回収率は、人口減により、減少傾向にはあるものの、100%を上回る数値で推移している。  
 ⑥汚水処理原価は、増加傾向にはあるが、類似団体と比べて低い数値で推移している。  
 ⑦施設利用率は、平均値を下回っており、人口減により、減少傾向にあることから、令和2年度に施設のダウンサイジングの検討を実施する。  
 ⑧水洗化率は、平均値を下回っており、ほぼ横ばいで推移している。水洗化率向上のための普及啓発活動の強化が必要である。

### 2. 老朽化の状況について

漁業集落排水処理施設については、概ね7年～10年ごとに小規模な施設改修を行っているが、今後は、令和元年度に策定した機能保全計画に基づいた施設改修を実施する。管渠についても、機能保全計画に基づいた調査、更新を実施する。

### 全体総括

他会計からの繰り入れを行っておらず、料金収入等で経営できていることから、令和元年度までは類似団体と比較して、概ね健全で効率の良い経営ができているといえる。しかし今後は、人口減により、料金収入や、施設利用率の減少が見込まれるため、施設のダウンサイジングを検討する。また、機能保全計画に基づいた、調査、更新を実施し、更新費用の平準化と施設の長寿命化を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。